

# 週報

「信じます。

不信仰なわたしを、  
お助けください」。

(マルコによる福音書第9章24節)



人と神、人と人をつなぐ難しい働きをしています  
日本基督教団 西宮公共教会

〒662-0834

兵庫県西宮市南昭和町 10-22

TEL 0798-67-4691

FAX 0798-63-4044

郵便振替 01170-3-4901

ホームページアドレス

<http://www.koudou.jp/>

電子メールアドレス

[koudou@gamma.ocn.ne.jp](mailto:koudou@gamma.ocn.ne.jp)

## 小さな手大きな手

- ・3月4日 「(帰還困難区域内に) 特定帰還居住区域を追加/大熊町9行政区の一部130ヘクタール、葛尾村小出谷区域4ヘクタール」
- ・3月5日 「きょう3号機ドローン調査、第一原発格納容器内部の映像撮影」
- ・3月6日 「東電副社長・福島第一廃炉推進カンパニー、最高責任者小野明氏に聞く、2号機デブリ採取や核燃料取り出し」「3号機ドローン調査開始、東電」
- ・3月8日 「『再生土』の利用推進全国受け入れへ5年で道筋」
- ・3月13日 「東電、福島第一原発3号機、格納容器内の画像公開、ドローンで撮影、貫通部に損傷見られず」
- ・3月19日 「東電、第一原発2号機、使用済み燃料、取り出し設備、設置完了」
- ・3月20日 「3号機原子炉建屋に穴、第一原発間近での撮影は初」



前述の「作業に伴う廃棄物、処分場所や方法未定」の中で、言及されていませんが、「廃棄物、処分場所や方法未定」とは別の「原発事故に伴う汚染で出た土壌」は、「公共事業などに安全に使用できる基準を満たした『復興再生土』となって、全国各地で受け入れを期待」していますが進んでいません。

「復興再生土」とは、そもそも何なのか。

東電の事故の後、福島県を中心に降り注いだ放射性物質は、限られた宅地、住宅などの表面を中心に削り取ることを「除染」と言い、削り取った土壌などの汚染土を、原発の立地する双葉町、大熊町に設けた、「中間貯蔵施設」に運び込みました。運び込み始めた、2015年から、30年後には、それを最終処分場に移すというのが約束でした。

そして、10年が経ってしまいました。

最終処分場の目途は、全くたっていません。

危険だから「除染」し、危険だから別の場所に移した、放射性物質まみれの汚染物質、土壌の受け入れ場所が得られないのは「危険」だから。とりあえず移した場所が最終のない「中間」貯蔵施設でしかあり得なかったのは、「危険」だから。

その「危険」なものが、「公共事業などに安全に使用できる基準を満たした『復興再生土』と呼ばれるようになった。だったらと言うか、なのに「全国各地で受け入れてもらえる環境をつくる」必要があったりするのには、「復興再生土」などとする呼び方が、そもそもあやしいからです。

(次週につづく)